

基本構想

1 計画策定の趣旨

本市では、昭和54年(1979年)にまちづくりの基本方向を示す計画として「熱海市総合計画」を策定し、平成元年(1989年)に「新熱海市総合計画」を、平成13年(2001年)に「熱海フレッシュ21計画」を、平成23年(2011年)に「住むひとが誇りを訪れるひとに感動を誰もが輝く楽園都市 熱海」を将来都市像に「第四次熱海市総合計画」を策定し、各種の施策を推進してきました。

この間、新庁舎建設、熱海駅前広場の整備等により、市発展の礎を築く都市機能の充実を図るとともに、子育て支援に注力すべく、認定こども園(解説P.101)の整備をはじめ、充実した子育て、教育施策等を展開し、市民福祉の向上に取り組んできました。

一方で、長期的な景気の低迷が経済活動に大きな影響を及ぼし、本市における税収はピーク時の平成8年(1996年)と比較して大きく減少しています。こうした中、今後も高齢化の進行等に伴う社会保障関係費や老朽化が進む公共施設の再整備費などに多額の財政需要が見込まれています。

さらに、価値観やライフスタイルの変化等により、市民ニーズも多様化しているほか、自然災害の脅威に対する防災・減災に向けた取組に加え、世界的に感染が流行している新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内経済の回復への取組などが重視されています。

このような状況変化を踏まえ、過去の成果を継承しつつ、これからの時代のニーズに的確に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、「第五次熱海市総合計画」を策定するものです。

新たな「第五次熱海市総合計画」は、今後のまちづくりの指針として、本市が目指すべき将来像を明らかにするとともに、その実現のための方策を示したものであり、本市のまちづくりにおける最上位の計画として位置付けられるものです。



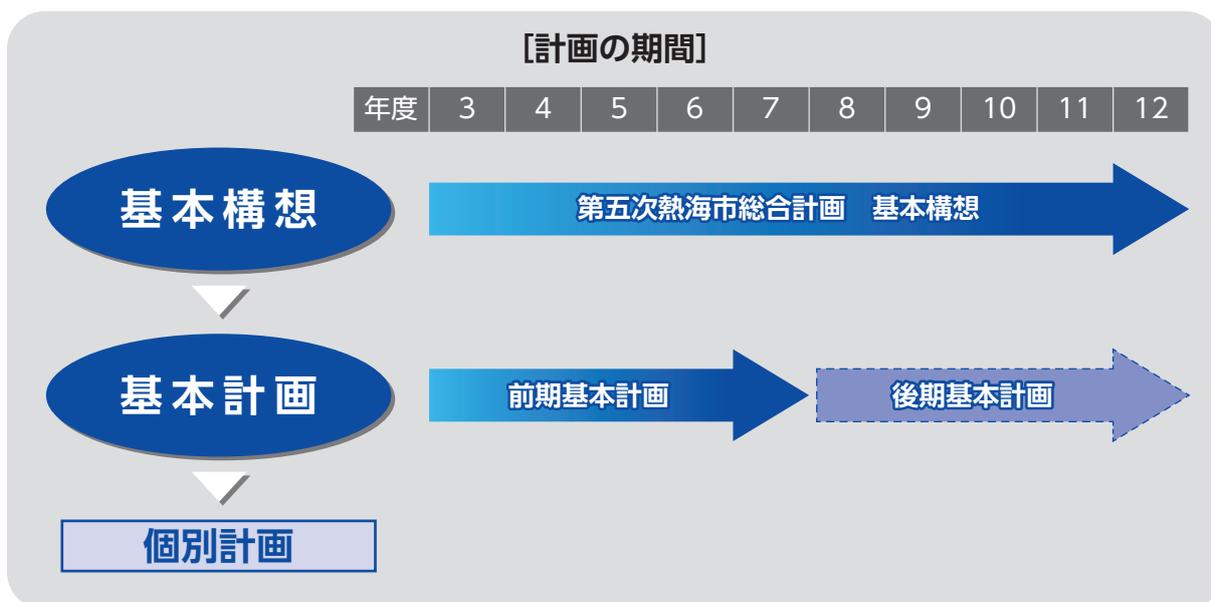
2 計画の構成

基本構想

基本構想は、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、本市の将来像を示すものです。計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間です。

基本計画

基本計画は、基本構想に示した将来像を実現するために、必要な諸施策を体系的に示すもので、前期計画と後期計画で構成します。ここでは、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とした「前期計画」を定めています。また、基本計画で定めた施策を計画的かつ効率的に実施していくために必要となる具体的な事業については、環境やニーズの変化を踏まえ個別計画により対応していきます。



3 人口推移

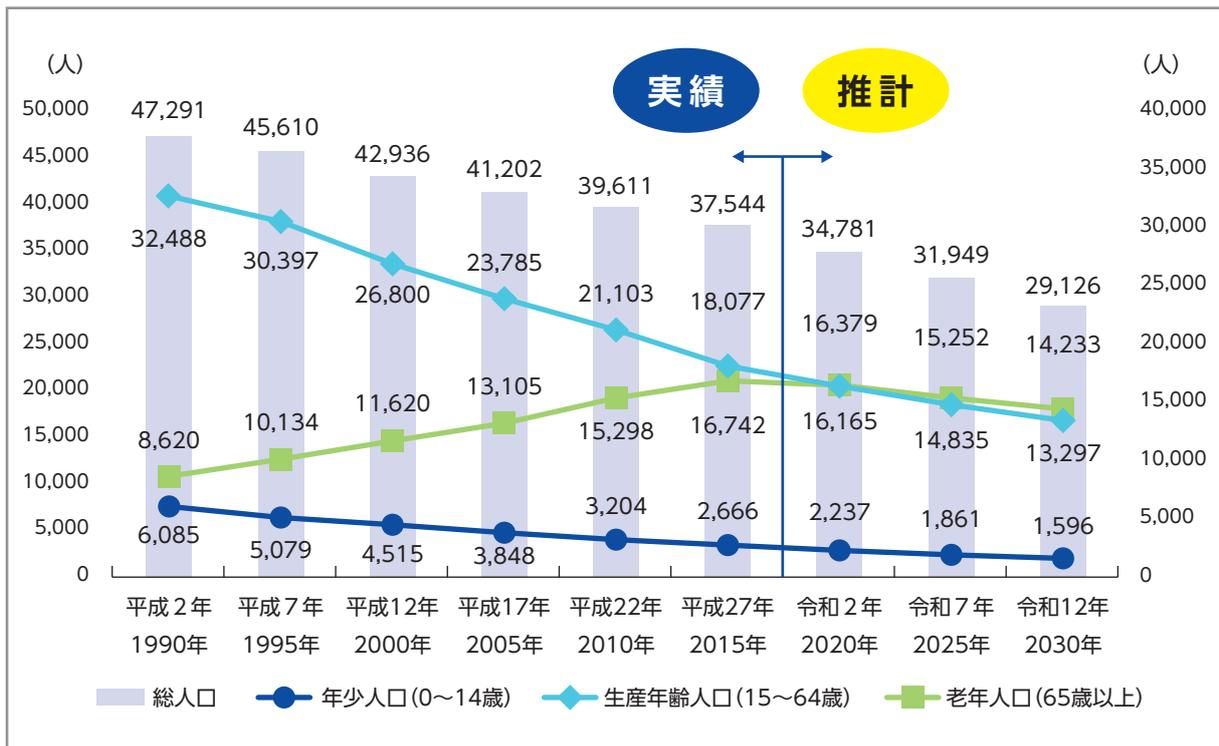
本市の人口は減少傾向にあり、平成27年(2015年)の国勢調査を基にした「国立社会保障・人口問題研究所」の推計(*コホート要因法)によると、令和12年(2030年)における本市の総人口は、約29,000人に減少し、高齢化率は48.9%に増加すると予測されています。

さらに、同推計では令和2年(2020年)以降生産年齢人口が老年人口を下回ると推計されていることから、若年層の流出を本市の最重要課題の一つととらえ、安定した雇用の場の確保、居住環境の整備、出産・子育て環境の充実、交流人口の拡大と移住・定住の促進といった取組を一層推進するとともに、温泉観光地という本市の特性に一層の磨きをかけて、将来の人口減少の抑制を目指していきます。

*コホート要因法：基準年の人口をベースに、各コホート(年齢階級)ごとに、推計要因の仮定値(推計値)を用いて推計年の将来人口を求める方法

国勢調査における熱海市総人口の推移と推計人口

※各年10月1日現在



(1) 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに減少に転じており、年少人口(0~14歳)・生産年齢人口(15~64歳)は減少、老年人口(65歳以上)は増加を続けています。平成29年(2017年)7月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した出生中位推計の結果に基づけば、2053年には1億人を割って9,924万人となり、2065年には8,808万人になるものと推計されています。

高齢化率(65歳以上人口の割合)は一貫して増加し、特に75歳以上の後期高齢者の割合の増加が著しく、2064年にはおよそ4人に1人が75歳以上になると推計されています。

(2) 地域コミュニティの希薄化

少子高齢化や人口減少、都市化やライフスタイルの多様化など、様々な要因を背景として自治会・町内会等の地縁組織などの近所付き合いにおけるつながりが弱くなり、地域コミュニティの希薄化が問題となっています。

こうした中で、地域における様々な活動での担い手が不足している状況にあります。

(3) 多様性を認め健康に暮らせる社会づくり

地域には、高齢者や若者、子ども、障がいのある人、外国人など様々な人が住んでいます。誰もが活躍でき、お互いを理解しながら多様性を認めあえる地域共生社会・多文化共生社会の実現が求められています。

また、育児と介護の両方を同時に行うダブルケアや老老介護が増えており、抱える問題や悩みも複雑化・多様化している状況にあります。

国は、平成29年(2017年)に社会福祉法の一部を改正し、「我が事・丸ごと」の地域づくりについて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める必要性を明確にしました。

様々な問題や課題が複雑に絡みあっている地域社会において、住民一人ひとりが、こうした問題を他人事ではなく「我が事」と認識するとともに、多様な主体が参画して、世代や分野を超えてつながり、個人や世帯が抱える問題に「丸ごと」対応できる支援体制を構築していくことが、住みよいまちへつながっていくものと考えられます。

また、高齢化が進む中、日本の健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)は、平成28年(2016年)で男性が72.14歳、女性が74.79歳と、それぞれ平成22年(2010年)に比べ延びており、同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸びを上回っています。

今後、人生100年時代を迎える中で、社会・経済の活力を高め、さらには、社会保障制度を持続可能なものとしていくためにも、健康寿命の延伸が注目されています。

(4) 安全・安心な社会の構築

我が国では、国土の地理的・地形的・気象的な特性から歴史的に数多くの大規模災害が発生しており、全国各地に甚大な被害がもたらされています。平成23年(2011年)の東日本大震災ではマグニチュード9.0の巨大地震と大津波が発生し、平成30年(2018年)の西日本豪雨災害をはじめとする台風や豪雨による災害など、各地において大規模で様々な自然災害が発生しています。また、今後大きなリスクとして懸念されている南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率は「80%程度」とされており、防災、安全・安心のまちづくりに対する関心は高くなっています。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取組が進められています。

そして直近では、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、人々の生活様式が大きく変容していく中、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る取組が必要とされています。

(5) 地方創生の推進

東京圏への一極集中の傾向がまだ継続している状況において、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保するためには、地方の魅力を一層向上させる必要があります。こうした問題意識から国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(解説P.96)において、活力ある地域社会を維持していくことが必要と整理しています。

(6) 高度情報ネットワーク社会の進展

世界的に情報通信ネットワーク基盤が急速に充実していく中で、ICT(解説P.93)も日々進化し、インターネット利用の増大とIoT(解説P.93)の普及が進んでいます。ICTの普及により、ビッグデータやAI(解説P.93)の利活用が進み、地域課題の解決や産業の効率化・活性化につながることを期待されています。こうした状況を踏まえ、「第5期科学技術基本計画」(内閣府)において、目指すべき未来社会の姿として「Society(ソサエティ)5.0」が提唱されました。

「Society 5.0」で実現する社会では、IoT、AI化といったデジタル化の進展による全体最適の結果、社会課題の解決や新たな価値の創造、一人ひとりが快適に生活できる社会になると期待されています。

(7) SDGs(持続可能な開発目標)に関する取組の展開

SDGsとは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さない包摂的(解説P.102)な社会づくりを誓っています。

我が国においては、「SDGs推進本部」を設置し、今後の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定し、8つの優先課題と具体的施策を示しています。さらに、SDGsを全国的に推進するため、各地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を盛り込み、達成に向けた取組の推進を促しています。

5 SDGs との連携

本市では、第五次熱海市総合計画の各施策分野に、SDGsの目指す17のゴールを関連付けることで総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 貧困をなくそう	目標1(貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
2. 飢餓をゼロに	目標2(飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3. すべての人に健康と福祉を	目標3(保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4. 質の高い教育をみんなに	目標4(教育)	すべての人に包摂的(解説P.102)かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5. ジェンダー平等を実現しよう	目標5(ジェンダー)	ジェンダー(解説P.99)平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
6. 安全な水とトイレを世界中に	目標6(水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標7(エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
8. 働きがいも経済成長も	目標8(経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標9(インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション(解説P.97)の推進を図る。
10. 人や国の不平等をなくそう	目標10(不平等)	各国内及び各国家間の不平等を是正する。
11. 住み続けられるまちづくりを	目標11(持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12. つくる責任 つかう責任	目標12(持続可能な消費と生産)	持続可能な消費生産形態を確保する。
13. 気候変動に具体的な対策を	目標13(気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
14. 海の豊かさを守ろう	目標14(海洋資源)	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15. 陸の豊かさを守ろう	目標15(陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
16. 平和と公正をすべての人に	目標16(平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17. パートナーシップで目標を達成しよう	目標17(実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

6 将来都市像とその実現

(1) 基本理念

あらゆる世代の人々が、安心して暮らし、働き、学び、活躍するとともに、歴史、文化に誇りを持ち、湧き湧くいで湯のように温かなおもてなしのところで訪れる人々を迎える世界に開かれた「湯のまち 熱海」を築いていきます。

(2) 将来都市像

本市は、本格的な人口減少、少子高齢化に加え、公共インフラの老朽化などの課題に直面しています。これらは税収の減少に加え、社会保障関係費、公共インフラ維持管理経費等の増大を招き、その影響は、地域社会そのものの存続にまで及ぶことも予想されます。

こうした様々な地域課題に対して、市民と熱海に関わる多様な人々、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割を果たしながら協働していくことで、持続可能なまちづくりに取り組みます。

具体的な方向性は、以下の通りです。

少子高齢化の進行、単身高齢者世帯の増加など社会構造の変化による地域コミュニティの弱体化により地域における支えあいの基盤が低下するなど地域社会が変化する中、住民相互の支えあい機能と公的支援の連携が求められていることから、「人と人がつながり、健康でいきいきと過ごせるまち」を目指します。

観光関連産業の持続性を高めるには、多様な地域資源に立脚し、時代や価値観の変化に柔軟に対応するとともに、満足度の高い滞在空間を創造することが求められていることから、「多様な魅力を生かした活力あふれるまち」を目指します。

都市基盤においては、計画的かつ適切な整備を図ることにより、多様なライフスタイルに対応した快適性と利便性を兼ね備えた、誰もが暮らしやすく若い世代が子育てしやすいまちづくりが求められていることから、「地域の特性に応じた機能的なまち」を目指します。

誰もが生涯にわたって学習やスポーツに取り組むとともに、本市の歴史・芸術文化に加え、多文化に触れる機会の創出が求められていることから、「子どもの豊かな感性を育み、誰もが生きがいを持てるまち」を目指します。

消防・危機管理分野では、消防力の充実強化を図るとともに、将来予測される大規模地震や自然災害などの被害を最小限に抑え、犯罪や交通事故を未然に防止するため、自助（解説P.99）、共助（解説P.98）、公助（解説P.98）が一体となった取組による防災体制や防犯対策の強化が求められていることから、「安全で安心して暮らし、過ごせるまち」を目指します。

まちづくりの基本理念とこれらの目標を踏まえ、本市が目指す将来都市像を次のように掲げます。

『共に創り 未来へつなぐ 湯のまち 熱海』

1. 共に創り

市民等が地域において何らかの役割を果たしつつ、「地域力」により、地域課題を共同で解決し、行政はその支援をしていく。また、行政分野においては、人口減少社会に対する課題解決手段として、関係人口の創出や周辺市町との広域連携を推進し、共に「まち」を創っていく。

2. 未来へつなぐ

産業の活性化によりまちが賑わい、将来の人口減少を抑制し、安定的な財政基盤を構築することで、本市の持続的な発展を図るとともに、温泉、風光明媚な自然環境、歴史・文化を守り、あらゆる地域資源を次の世代に引き継いでいく。



(3) 実現のための基本視点

① 地域力を存分に発揮する

阪神・淡路大震災の際に、関西地区では35,000人ももの被災者が生じましたが、救出に消防や警察などによる救助活動では間にあわず、被災者のうちの27,000人は市民自身の手で救助されたといわれています。以来、被災地では、災害時における救助活動には地域の力が不可欠であるという教訓を踏まえ、災害や地域の問題に対して、行政のみならず、市民をはじめとした地域の力が必要であるという意識が行政と市民の双方に生まれました。

このことから、「市民が、地域で抱える生活課題に対して共同で解決していく力」を意味するものとして「地域力」という概念が生まれることとなりました。

本市も、こうした事例から学びながら、市民一人ひとりが持つ力を存分に発揮し、地域において何らかの役割を担いつつ、地域課題を共同して解決していく「地域力」を向上させていきます。

② 様々な魅力を生かして新たな産業を創出する

本市のもつ「自然」「温泉」「食」「首都圏からのアクセス」などの様々な魅力を磨き上げ、発信することで、強みである観光分野の競争力を高めていきます。そして、今後さらなる需要が見込まれるインバウンド(解説P.97)についても、プロモーションや外国人観光客受入環境整備の促進に努めていきます。

また、地形の制約がある中でも、観光業の他に柱となり得る地域資源を生かした新たな産業の創出や起業・創業などを促進し、温泉観光地としてだけでなく産業分野でも存在感を発揮していけるようなまちを目指します。

③ 広域連携により行政課題を解決する

これまでの人口拡大期は、増加する行政課題を、個々の自治体の地域性と知恵とリソース(解説P.103)によって乗り越えていくことができました。

しかし、人口が減少していくという時代を迎え、個々の自治体が提供できるサービスや施設の全体量も縮減せざるをえない状況が予想される中で、従来のような施設の維持や更新などを続ければ、市民にとって必要な行政サービスの提供に支障が生じる段階にさしかかりつつあります。

そのため、本市が抱える行政課題を解決していく手段として、今後さらに広域連携を推進します。

7 将来都市像実現に向けた基本目標

〔1〕人と人がつながり、健康でいきいきと過ごせるまち

少子高齢化の進行、単身高齢者世帯の増加など社会構造の変化により、地域における支えあいの基盤が低下し、地域コミュニティの弱体化が進む中、住民相互の支えあい機能と公的支援の連携を強化することで、『人と人がつながり、健康でいきいきと過ごせるまち』を目指します。

そのため、生活に身近な地域において、住民同士が世代を超えてつながり、相互に役割を持ち、支えあう環境を構築することにより、安心してその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の形成を推進します。

また、将来の世代のために、地球温暖化対策を推進するとともに、限りある資源の有効活用と廃棄物の発生を抑制し、環境へ配慮した持続可能な循環型社会(解説P.100)の構築を図ります。

高齢者が住み慣れた地域の中で生きがいを持ち、元気でいきいきと過ごせる地域づくりを推進するとともに、障がいのある人もそうでない人も、ともに暮らせる社会を実現することで、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが健康意識の向上を図り、健康の維持増進に取り組むとともに、健康寿命の延伸を図り、生涯にわたり健康で幸せに暮らせるよう、それぞれの生活や年代に応じた健康づくりを推進します。



〔2〕多様な魅力を生かした活力あふれるまち

本市は、天与の恵みである「温泉」、海・山に囲まれた良好な「景観」、そこに育まれた「歴史・文化」など多様な地域資源を有しています。また、伊豆箱根エリアの玄関口に位置するという首都圏からの立地の良さに加え、これまで交通網の発展とともに時代のニーズにあった観光地として変化することで発展してきました。これからも多様な地域資源に立脚し、時代や価値観の変化に柔軟に対応していきながら、満足度の高い滞在空間を創造することで、『多様な魅力を生かした活力あふれるまち』を目指します。

そのため、観光分野においては、地域資源や先人により醸成された熱海の文化をさらに磨き上げることにより、国内外の認知を得るとともに、魅力ある日本有数の温泉観光地として観光交流客で賑わうまちを創造します。

また、産業については、市外企業の手も生かしながら企業の生産性向上を支援するほか、起業・創業の支援に取り組むことで、市民の雇用拡大を推進するとともに、人材の育成・掘り起こしに取り組み、農林水産業、商工業、観光業などが有機的に連携し、地元調達率の向上に取り組む、地域経済循環型の産業構造の構築を目指します。



〔3〕地域の特性に応じた機能的なまち

商業、医療、福祉等の多様な都市機能を集積した拠点の集約化を図るとともに、道路、公園等の必要な都市基盤について、計画的かつ適切な整備を図ることにより、多様なライフスタイルに対応した快適性と利便性を兼ね備えた、誰もが暮らしやすく、若い世代が子育てしやすい『地域の特性に応じた機能的なまち』を目指します。

人口減少・少子高齢化が進行する中においても、まちの利便性を確保し、都市の活力を維持・増進するために、生活サービス施設や住居等の立地の適正化を図るとともに、徒歩や公共交通により容易にアクセスできるまちづくりを推進します。

また、河川、海岸等の改良、改修などにより、魅力と親しみのある川辺、海辺の創出を図るとともに、公園、緑地等のそれぞれの特性を生かし、癒しのある空間の創出を推進します。

さらに、良質な自然環境を確保するとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全するため、公共下水道施設などを計画的に維持管理し、生活排水の適正処理を推進します。

また、安定した水道と温泉の供給が可能となるよう施設運用の効率化を図るとともに、自然災害等からの被害軽減を図るため、施設等の更新や耐震化を推進します。



〔４〕子どもの豊かな感性を育み、誰もが生きがいを持てるまち

子どもやその家庭を取り巻く環境が変化する中、家庭、学校、地域、行政などが一体となって、子どもと子育て家庭に対する切れ目のない支援と学校教育の充実を図り、また、少子高齢化の進行、健康寿命の延伸、ライフスタイルが変化する中、誰もが生涯にわたって学習やスポーツに取り組むとともに、本市の歴史・芸術文化に触れること、また、外国籍住民等との多文化交流を促進することで、『子どもの豊かな感性を育み、誰もが生きがいを持てるまち』を目指します。

そのため、妊娠、出産、子育てまでの支援体制の確立や子どもが健やかに成長できる支援に取り組むなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

また、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな学習環境づくりに取り組むとともに、安全かつ快適な学習環境のもと、主体的に考え判断し行動できるよう生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)が育まれる学校教育をさらに推進します。

さらに、家庭、学校、地域、行政が連携を図りながら、青少年が地域社会との交流や様々な経験を通して、豊かな人間性と創造性を育み、地域で健やかに育つことができる環境づくりを推進します。

良質な芸術文化に触れる機会と国際的な文化の相互理解を深める機会を創出するとともに、市民自ら参画・発信することで、市民の創造性を育み、その表現力を高め、心豊かな社会の形成を推進します。

また、学習、スポーツなどを通じて、地域づくりの担い手を育成することにより、地域活動による交流の機会の創出を推進します。



〔5〕安全で安心して暮らし、過ごせるまち

住宅火災や近年多発する災害から市民等の生命や財産を守るため、迅速かつ的確な消防活動を遂行できるよう、地域防災の中核を担う消防団との連携をさらに密にし、消防力の充実強化を図るとともに、将来予測される大規模地震や自然災害などの被害を最小限に抑え、犯罪や交通事故を未然に防止するため、自助(解説P.99)、共助(解説P.98)、公助(解説P.98)が一体となった取組による防災体制や防犯対策の強化を図ることで『安全で安心して暮らし、過ごせるまち』を目指します。

そのため、消防技術向上のための訓練の実施などによる消防職員の人材育成と高水準にある救急需要に対応するための救急高度化への取組を推進します。

さらに、消防団員の加入促進と活動しやすい環境の整備など、消防団の充実強化を推進します。

また、多種多様な災害に備えるために、防災体制の整備をさらに推進するとともに、市民一人ひとりが防災・減災に関心を持ち、防災知識を習得するための環境の整備を推進します。

さらに、防犯や交通安全に対する意識の高揚を図るための取組を官民協働で推進します。



8 持続可能な行財政運営

急激な少子高齢化に伴い、我が国が人口減少時代に突入した今、本市においても、効果的な対策を講じなければ、人口減少の加速化が予想されます。

これにより、生産年齢人口の減少による市税収入の減少など厳しい財政状況が見込まれる一方、社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化対策など、乗り越えなければならない多くの課題も既に存在しています。

また、気候変動による自然災害の脅威や、新型コロナウイルスなどの新たな感染症の蔓延などにより地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中であっても、豊かで多様な価値観を背景とする市民の暮らしと社会経済活動を持続可能な形で支えていかなければなりません。

持続可能な行財政運営を行っていくには、本市の基幹産業である観光業の活性化と、新たな産業の創出や起業・創業などの促進に取り組むとともに、地域での生活課題を市民と行政が共同で解決していく地域力の向上を図り、近隣自治体との広域連携によって行政サービスの効率化を推進することにより、安定的な財政基盤を構築することが重要です。

市民や地域で活動する団体等と行政が連携し、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、柔軟性と適応性のある行財政運営を図っていきます。

